

北播磨特産品 まもる×そだてる 応援事業実施要領

第1 趣旨

「山田錦」等のブランド産地を支える担い手に対して新技術や改善技術の導入及び有機農業技術の導入を支援することによる担い手の確保・育成を図る。

第2 事業内容及び補助事業の対象となる者

別添のとおり

第3 事業の実施

- 1 本事業を実施しようとする者は、事業実施計画承認申請書（様式1号）を北播磨県民局長（以下「局長」という。）に提出するものとする。
- 2 局長は、補助事業の対象となる者から提出された事業実施計画承認申請を審査し、当該事業実施計画が適当と認められる場合はこれを承認するものとする。
- 3 事業の変更及び実績報告については、令和7年度北播磨県民局地域躍動推進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第7条及び第11条の規定する手続きによるものとする。ただし、交付要綱によらない変更を行う場合は、あらかじめ局長の承認を受けるものとする。なお、この変更にかかる手続きは、前1項及び2項の定めに従って行うものとする。
- 4 補助事業者は、当事業により機械・施設を導入する場合は、農業経営に関する様々なリスクへの備えとして農業保険（農業経営収入保険及び農業共済をいう）等への加入に努めること。
また、事業の申請に係る個人情報等を、兵庫県農業共済組合に提供すること及び兵庫県農業共済組合が当該情報を農業保険の加入推進に利用することに同意すること。

第4 事業実績報告

本要領の実績報告は、交付要綱に基づく補助事業実績報告書の提出をもってかえるものとする。

第5 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、局長が別に定める。

附 則

- この要領は、令和3年4月1日から施行する。
この要領は、令和4年4月1日から施行する。
この要領は、令和5年4月1日から施行する。
この要領は、令和6年4月1日から施行する。
この要領は、令和7年4月1日から施行する。
この要領は、令和8年4月1日から施行する。

補助事業名	北播磨特産品 まもる×そだてる 応援事業
補助事業の目的	「山田錦」等のブランド産地を支える担い手に対して新技術や改善技術の導入及び有機農業技術の導入を支援することによる担い手の確保・育成を図る。
補助事業の対象となる者	} 別紙のとおり
補助事業の対象となる経費	
補助率	
補助金の額	
適用除外する条項	

別 紙

補助事業名	北播磨特産品 まもる×そだてる 応援事業			
対象事業	有機農産物（環境創造型農産物）の経営確立支援	土地利用型作物（山田錦、黒大豆、麦（もち麦）、そば等）生産組織の経営基盤強化	肉用牛・乳用牛生産支援	播州百日どり生産支援
補助事業の対象となる者	生産者、生産者団体等 ※任意団体については、規約等を有し、事業責任者、会計責任者等を明確にしている実行組織とする	J A、生産者、生産者団体等 ※任意団体については、規約等を有し、事業責任者、会計責任者等を明確にしている実行組織とする	J A、生産者、生産者団体等 ※任意団体については、規約等を有し、事業責任者、会計責任者等を明確にしている実行組織とする	J A、生産者、生産者団体等 ※任意団体については、規約等を有し、事業責任者、会計責任者等を明確にしている実行組織とする
補助事業の対象となる経費	認証機関事務費（申請費、書類審査費、判定費、認証書発行費、リモート調査手数料等）、検査費（検査日当、移動日当、報告書作成費等）、検査員旅費（交通費、宿泊費等）	土地利用型作物の面積、生産拡大や品質向上にかかわる新技術、改善技術導入および後継者確保を図るために要する経費（資材費、研修会開催、機械等レンタル代、農作業委託料等）	黒田庄和牛等の高温化における事故防止及び品質向上に向けた暑熱対策に要する経費	平飼い鶏舎へのキツネ等有害鳥獣の侵入防止対策及び暑熱対策に要する経費
補助率	定額	1 / 2 以内	1 / 2 以内	1 / 2 以内
補助金の額	予算の範囲内の額で、新規認証者（既認定者においても認定面積が10 a 以上拡大する場合も含む。）あたり60千円以内、既認証者あたり30千円以内（ただし、千円未満の端数は切り捨てる。）	予算の範囲内の額で、1 団体あたり150千円以内（ただし、千円未満の端数は切り捨てる。）	予算の範囲内の額で、1 団体あたり300千円以内（ただし、千円未満の端数は切り捨てる。）	予算の範囲内の額で、1 団体あたり240千円以内（ただし、千円未満の端数は切り捨てる。）